

DV対策と児童虐待対策との連携強化

内閣府男女共同参画局

女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業 令和2年度予算案額 0.2億円（元年度予算額 0.2億円）

事業概要・目的

- 全国の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における相談件数は、支援センター機能が法制度化された平成14年度の35,943件から26年度には10万件を超え、高止まりの状況であり、被害は依然として深刻です。
- 一方、配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数は減少傾向にあり、多様な被害者を支援する民間シェルターへの支援策拡充が望まれています。併せて、DV家庭における児童虐待を防止するため、児童相談所、支援センター、福祉事務所等の柔軟な連携体制構築が必要です。
- このため、支援センター、児童相談所、民間シェルター等民間団体に対し、相談業務の質の向上及び連携推進を図るため、合同で研修を行います。また、民間シェルターの全国ネットワーク化推進、支援センター運営へのアドバイザー派遣を行いさらなる支援の質の向上を目指します。
- なお、今年度事業において、児童虐待対応との連携の好事例の収集・全国展開、さらには、「女性に対する暴力をなくす運動」において、DV対応と児童虐待対応との連携強化を推進しました。

事業イメージ

DV等暴力被害者への連携支援システムの構築



期待される効果

- 都道府県・市町村・民間団体の連携及び相談員の相談スキル向上により、被害者のニーズや地域の実情に即した切れ目のない支援を目指します。
- 支援センターの支援の質の調査、評価を行い、今後の支援の質向上に貢献します。

DV対策と児童虐待対策との連携強化

目的 DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業 令和2年度予算案 2.5億万円（新規）

民間シェルターの運営団体数の推移

年度	H27	H28	H29	H30
団体数	125	115	108	107

○多様な困難に直面するDV(配偶者からの暴力)被害者等への支援において、民間シェルターは、先駆性、柔軟性、地域性、専門性等の強みを有し、地域社会における不可欠な社会資源として、重要な役割を担っているが、財政面、人的基盤とも厳しい状況にあり、今後、その存続が困難になるとの指摘もある。○DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、民間シェルターの取組促進を通じて、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

概要

1. 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金 ※本交付金の事業の一つとして実施

- ◆ 交付先 : 都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
- ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費（以下①～③）
 - ①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、安全性確保のための防犯設備にかかる経費 等）
 - ②専門的・個別的支援に要する経費（心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、児童相談所等関係機関とのネットワーク構築・連携に要する人件費、専門性向上に係る研修経費 等）
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費 等）

※上記①～③の事業実施のための付随的経費

- ◆ 交付率等 : 国10/10
- ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

2. 民間シェルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査

予算スキーム

